# 埼玉県目標設定型排出量取引制度の 第2削減計画期間における排出量取引等の状況

令和 4 年 9 月 20 日公表 埼玉県環境部温暖化対策課

本資料は、埼玉県目標設定型排出量取引制度の第2削減計画期間(平成27年度から令和元年度までの5か年度)の排出量取引等の状況をまとめたものです。

#### 1. 第2削減計画期間の目標達成により発行された超過削減量

達成事業所に発行された超過削減量	<b>790</b> 万トン-co₂	506 事業所
------------------	--------------------	---------

- ※ 自らの事業所の第2削減計画期間における排出削減により達成が確認された507事業所のうち、削減目標量と 削減量が同量であった1事業所を除いた506事業所に対し、超過削減量を発行しました。
- ※ 発行された超過削減量の有効期間は、第3削減計画期間(令和2年度から令和6年度までの5か年度)の目標 達成までとなり、他事業所との取引により移転することや、自らの第3削減計画期間の目標達成に充てること ができます。

#### 2. 第2削減計画期間の目標達成のために充当された量

達成事業所における充当量		<b>45.6</b> 万トン-co₂	111 事業所
うち、自らの事業所の超過削減量の第 1 削減計画期間 からの持越し量		<b>6.0</b> 万トン-co₂	45 事業所
	うち、他事業所との排出量取引による取得量	<b>39.6</b> 万トン-co₂	91 事業所
	うち、超過削減量	<b>35.2</b> 万トン-co₂	75 事業所
	うち、再エネクレジットまたは森林吸収クレ ジット	<b>0.3</b> 万トン-co₂	3 事業所
	うち、東京連携クレジット	<b>4.0</b> 万トン-co₂	16 事業所
	事業所において、充当されなかった量又は達成にならなで充当された量(第三者検証により確定した量)	<b>3.0</b> 万トン-co₂	3 事業所
第三者検証を受検しておらず、確定していない不足量		<b>2.8</b> 万トン-co₂	5 事業所
(参考) 第三者検証を受検していないが、排出量が達成水準にある事業所		-	4 事業所

- ※ 数値を端数処理しているため、表の内訳の計と合計等が一致しない場合があります。
- ※ 複数の方法により充当を行った事業所がありますので、事業所数は延べ数となります。
- ※ 目標達成に不足した量で充当されなかった量については、当該事業所の第3削減計画期間の削減目標量に加算されます。

## 3. 第2削減計画期間の目標達成のために行われた排出量取引の相手

同じ事業者の他事業所からの取得のみ	28 事業所
他の大規模事業者(制度対象事業者)からの直接取得	23 事業所
大規模事業者以外(仲介事業者等)からの取得	37 事業所
再エネクレジット、森林吸収クレジットの取得	3 事業所
合計(他事業所と排出量取引を実施した事業所)	91 事業所

<sup>※</sup> 排出量取引は有償・無償を問いません。

# 4. 第2削減計画期間の目標達成のために行われた排出量取引の申告価格

全体		1回の取引あたり	144 円/トン-CO <sub>2</sub>
	取引量 1000 トン-CO <sub>2</sub> 以下の取引	1回の取引あたり	<b>171</b> 円/トン-CO <sub>2</sub>
	取引量 1000 トン-CO <sub>2</sub> 超の取引	1回の取引あたり	132 円/トン-CO <sub>2</sub>

### 集計方法等

Tabli visited in		
集計対象クレジット等	超過削減量東京連携クレジット	
集計対象取引	全 47 件の取引 第 2 削減計画期間において目標達成に不足した事業所が、目標 達成のためにクレジット等を取得した取引について、有償取引 として申告(振替申請書への価格記載)のあったもの。ただ し、平成 29 年度に実施された制度上の電力排出係数の変更に伴 うクレジット等の一斉増量より前に行われた取引は集計から除 外した。なお、クレジット等の有効期限及び取引相手(大規模 事業者か仲介事業者かの当否等)を問わず集計している。	
集計方法	取引量レンジごとに取引1回あたりの単価の単純平均を算出	

<sup>※ 1</sup>回あたりの取引量は、40トン- $CO_2$ 台~20,000トン- $CO_2$ 台です。

<sup>※</sup> 現在の取引の実態を示すものではなく、限られたデータによる統計値です。